

R5－9国営明石海峡公園
運営維持管理業務
別添資料
(案)

令和5年 月

国土交通省近畿地方整備局

仕様書に関する別添・様式

分類	資料No	対象地区	資料名	頁番号
共通仕様書	別添1	淡路	計画平面図	1
		神戸	計画平面図	2
	別添2	共通	国土交通本省委託契約取扱要領	3
	別添3	淡路	管理事務所平面図	6
		神戸	管理事務所平面図	8
	別添4	淡路	土地利用方針	9
		神戸	土地利用方針	10
	別添5	共通	異常気象時における公園の開園・閉園判断基準	11
	別添6	淡路	消防計画書	12
		神戸	消防計画書	17
	別添7	淡路	災害対策要領	21
		神戸	災害対策要領	33
	別添8	淡路	提供する建築物	44
		神戸	提供する建築物	45
	別添9	共通	提供施設等の取扱い	46
	別添10	共通	取得した備品等の取扱い	48
	別添11	共通	国営明石海峡公園整備・管理運営プログラム	56
	別添12	共通	災害対策部運営計画	65
別添13	共通	健康増進法	67	
別添14	神戸	神戸市火災予防条例	68	
別添15	淡路	淡路広域消防事務組合火災予防条例	69	
別添16	神戸	神戸市市民救命士上級コース 講習内容	71	
別添17	共通	業務入園規則	72	
別添18	共通	イベントの許可条件	74	

分類	資料No	対象地区	資料名	頁番号
本業務全体のマネジメント及び企画立案	別添19	淡路	継続性の高いイベント対応	75
		神戸	継続性の高いイベント対応	76
	別添20	共通	行催事について	77
	別添21	神戸	里山体験メニュー・里山学習プログラムのイメージ	79
	別添22	淡路	公園利用重点調整区域	82
		神戸	公園利用重点調整区域	83
	別添23	共通	都市公園法許可申請書	84
	別添24	淡路	ボランティア活動規約	85
		神戸	ボランティア活動規約	86
	別添25	神戸	「あいな里山市民活動団体」活動規程及びガイドブック	88
	別添26	神戸	神戸地区市民団体活動位置図・活動内容	91
	別添27	共通	グラフィックマニュアル	92
	別添28	共通	利用指導・利用サービスマニュアル(案)	93
	別添29	淡路	利用サービス日誌	109
		神戸	利用サービス日誌	110
	別添30	淡路	巡回範囲	111
		神戸	巡回範囲	112
	別添31	淡路	入園者数報告様式	113
		神戸	入園者数報告様式	114
	別添32	共通	パスポートの運用について	115
別添33	共通	行催事実施計画書例	116	
別添34	共通	マスコミ取材報告様式	122	
別添35	共通	国営明石海峡公園における行為の禁止等に関する取扱要領	123	
別添36	淡路	園内移動施設の運営方式(案)	125	
	神戸	園内移動施設の運営方式(案)	126	

分類	資料No	対象地区	資料名	頁番号
施設設備 維持管理	別添37	淡路	遊具点検計画	127
		神戸	遊具点検計画	135
	別添38	淡路	工作物維持修繕主要箇所位置図	138
		神戸	工作物維持修繕主要箇所位置図	146
植物管理	別添39	神戸	農業用水に関する基準等	150
	別添40	淡路	芝生管理区域図	151
	別添41	淡路	中低木管理区域図	152
	別添42	淡路	高木管理区域図	153
	別添43	淡路	林地管理区域図	154
	別添44	淡路	草地管理区域図	155
	別添45	淡路	花壇管理区域図	156
	別添46	淡路	草花管理区域図	157
	別添47	淡路	特殊管理区域図	158
	別添48	神戸	植物管理区域図	159
	別添49	神戸	貴重種一覧	160
	別添50	神戸	ため池位置図	161
	別添51	淡路	花修景の実績	162
収益施設 管理運営 規定書	別添52	淡路	収益施設運営対象区域図	163
		神戸	収益施設運営対象区域図	164
	別添53	共通	情報セキュリティについて	165
	別添54	共通	収益施設収支状況報告	166
	別添55	神戸	体験学習施設の設置可能範囲	173
	別添56	淡路	飲食・物販施設等の設置管理運営可能範囲	174
	別添57	共通	官民連携関連資料	175
別添58	淡路	国営明石海峡公園淡路地区海岸ゾーンシースケープ・ラウンジエリアの管理運営に関する協定	177	

分類	資料No	対象地区	資料名	頁番号
様式	様式1	共通	管理月報	184
	様式2	共通	管理四半期報	185
	様式3	共通	収益施設等運營業務の管理に関する勤務実績簿(案)	186
	様式4	共通	事故情報記録	187

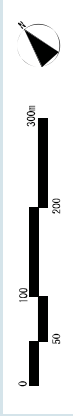
淡路地区 計画平面図

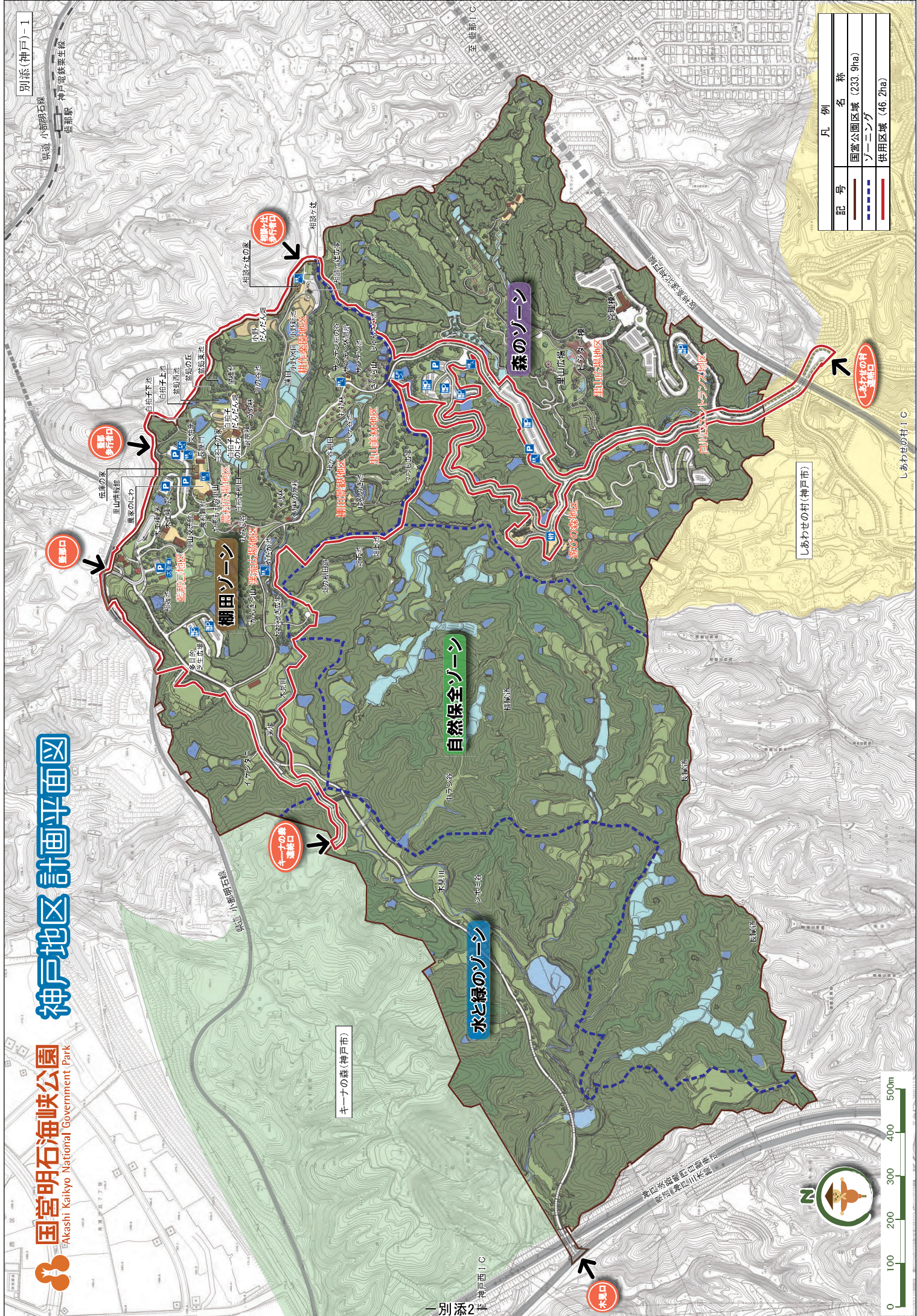
別添(淡路)-1



令和7年度供用予定

記号	凡例	名称
—	都市計画決定区域	(96.1ha)
—	供用区域	(43.1ha)
—	ゾーン界	





記号	凡例	名称
—	国営公園区域	(233.9ha)
---	ゾーニング	
—	供用区域	(46.2ha)



国土交通本省委託契約取扱要領

平成13年4月2日
国官会第293号

改正	平成17年6月 2日	国官会第321-2号
改正	平成17年9月 1日	国官会第823号
改正	平成20年8月 1日	国官会第836-2号
改正	平成20年9月17日	国官会第984号
改正	平成22年3月23日	国官会第2117号
改正	平成23年3月31日	国官会第2994号
改正	平成24年3月30日	国官会第3383号
改正	平成25年3月25日	国官会第3677号
改正	平成26年3月28日	国官会第3395号
改正	平成27年3月31日	国官会第4049号
改正	平成28年3月29日	国官会第4244号
改正	平成29年3月28日	国官会第4410-2号
改正	平成31年3月25日	国官会第23757号
改正	令和 元年6月 7日	国官会第612号
改正	令和 2年3月25日	国官会第28585号
改正	令和2年12月23日	国官会第19817号
改正	令和3年 3月19日	国官会第25477号

(通則)

第1 国土交通本省の所掌業務を委託契約を締結して国以外の者に委託する場合の取扱いについては、他の法令等に定めるもの並びに各委託事業に係る委託契約書又は委託費の取扱いに関する要領等に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(委託業務実施要領)

第2 支出負担行為担当官（分任支出負担行為担当官を含む。以下「担当官」という。）は、業務委託をしようとするときは、次に掲げる項目を明らかにした委託業務実施要領（以下「実施要領」という。）を、委託しようとする者に送付するものとする。

- 一 名称
 - 二 委託料の限度額
 - 三 業務の目的及び内容
 - 四 業務の実施場所
 - 五 業務の実施期間
 - 六 その他必要な事項（成果物の仕様）
- 1 完了報告書（別記様式第6）
 - 2 精算報告書（別記様式第7）
 - 3 委託費経費内訳報告書（別記様式第8）
 - 4 残存物件報告書（別記様式第9）
 - 2 担当官は、受託者が第8第3項による補正命令に基づき当該業務の委託を完了したときは、遅滞なく、次に掲げる報告書（正副2通）を成果物に添えて提出させるものとする。
 - 一 補正完了報告書（別記様式第6に準ずる様式）
 - 二 精算報告書
 - 三 残存物件報告書

(委託料の算定)

第3 担当官は、実施要領に基づき委託料の積算調書を作成する。

(実施計画書等の提出)

第4 担当官は、第2により実施要領の送付を受けこれを受託しようとする者（以下「受託者」という。）から、次に掲げる計画書等を提出させるものとする。なお、変更しようとするときも同様とする。

- 一 実施計画書（別記様式第1）
- 二 四半期別必要経費内訳書（別記様式第2）
- 三 承諾書
- 四 実施体制書（別記様式第3）
- 五 その他担当官が必要とする書類

(契約の締結)

第5 担当官は、受託者から第4に掲げる書類を受領し、その内容を審査のうえ適当と認めるときは、別紙委託契約書により委託契約を締結するものとする。

2 委託契約書の各条項により難しい特別の事情がある場合には、必要に応じ適宜条項を変更することができ。

(再委託等)

第6 受託者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託（変更等）承諾申請書（別記様式第4）を委託者に提出し、承諾を得なければならない。なお、変更しようとするときも同様とする。

2 前項の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、その履行体制に関する書面（別記様式第5）を委託者に提出しなければならない。なお、変更しようとするときも同様とする。

(報告書等の提出)

第7 担当官は、受託者が当該業務の委託を完了したときは、遅滞なく、次に掲げる報告書（正副2通）を成果物に添えて提出させるものとする。

- 一 完了報告書（別記様式第6）
- 二 精算報告書（別記様式第7）
- 三 委託費経費内訳報告書（別記様式第8）
- 四 残存物件報告書（別記様式第9）

2 担当官は、受託者が第8第3項による補正命令に基づき当該業務の委託を完了したときは、遅滞なく、次に掲げる報告書（正副2通）を成果物に添えて提出させるものとする。

- 一 補正完了報告書（別記様式第6に準ずる様式）
- 二 精算報告書
- 三 残存物件報告書

(検査等)

第8 担当官は、第7項の成果物及び完了報告書等を受理したときは、自ら又は国土交通本省会計事務取扱細則（以下「細則」という。）第33条に基づき補助者に命じて検査を行うものとする。

2 前項により検査を命じられた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の検査の結果不合格と認められたときは、細則第34条に定める検査調書に次に掲げる事項を付記して担当官に提出するものとする。

一 不合格である旨

二 不合格と認めた理由

三 その措置についての意見

3 担当官は、第1項の検査の結果不合格と認められたとき、又は前項の検査調書を受理したときは、受託者に対し補正を命ずるものとする。

4 第1項の規定は、第7項の成果物及び補正完了報告書等を受理した場合に準用する。

5 検査職員は、第1項（第4項において準用する場合を含む。）の検査の結果合格と認められたときは、細則第34条により検査調書を担当官に提出するものとする。

(担当職員の任命等)

第9 担当官は、必要があると認められたときは、次に掲げる事務を行わせるため、担当職員を任命し、任命後すみやかに受託者に通知するものとする。

一 委託業務の処理状況についての調査

二 委託料の経理状況についての監査

三 その他委託業務についての必要な指示

(概算私)

第10 担当官は、必要があると認められたときは、受託者に対し概算私を請求させることができる。

(委託費の精算)

第11 担当官は、受託者から第7項の報告を受けたときは、遅滞なくその内容を審査し、適正と認められたときは、委託費の額を確定し、これを受託者に通知するものとする。

(請求書の受理)

第12 担当官は、受託者から官署支出官職宛ての請求書を受理するものとし、受理後は、必要書類を添えて官署支出官に回付するものとする。

附則

1. この要領は、平成13年4月2日から適用する。

附則（平成17年6月 2日国官会第321-2号）

1. この要領は、平成17年6月2日から適用する。

附則（平成17年9月 1日国官会第823号）

1. この要領は、平成17年9月1日から適用する。

附則（平成20年8月 1日国官会第836-2号）

1. この要領は、平成20年8月1日から適用する。

附則（平成20年9月17日国官会第984号）

1. この要領は、平成20年10月1日以降に入札手続を開始する契約について適用する。

附則（平成22年3月23日国官会第2117号）

1. この要領は、平成22年4月1日から適用する。

附則（平成23年3月31日国官会第2994号）

1. この要領は、平成23年4月1日から適用する。

附則（平成24年3月30日国官会第3383号）

1. この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附則（平成25年3月25日国官会第3677号）

1. この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附則（平成26年3月28日国官会第3395号）

1. この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附則（平成27年3月31日国官会第4049号）

1. この要領は、平成27年4月1日から適用する。

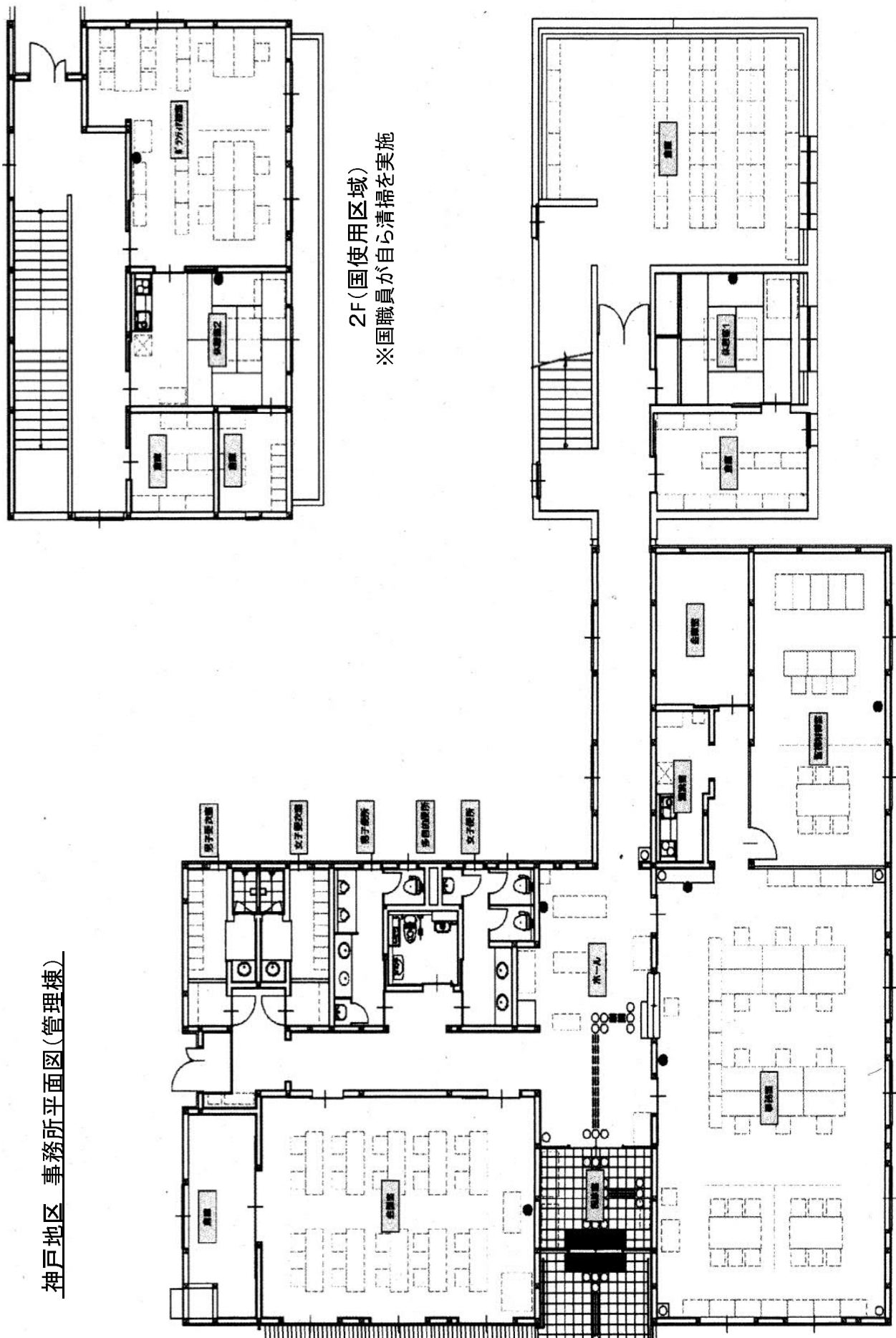
附則（平成28年3月29日国官会第4244号）

1. この要領は、平成28年4月1日から適用する。

附則（平成29年3月28日国官会第4410-2号）

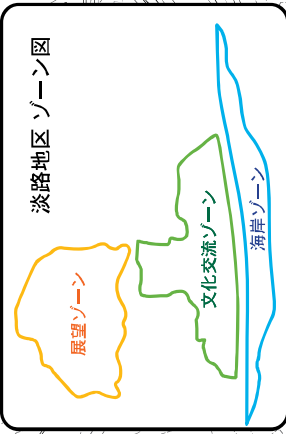
1. この要領は、平成29年4月1日から適用する。
附則（平成31年3月25日国会第23757号）
1. この要領は、平成31年4月1日から適用する。
附則（令和元年6月7日国会第612号）
1. この要領は、令和元年6月7日から適用する。
附則（令和2年3月25日国会第28585号）
1. この要領は、令和2年4月1日から適用する。
附則（令和2年12月23日国会第19817号）
1. この要領は、令和3年1月1日から適用する。
附則（令和3年3月19日国会第25477号）
1. この要領は、令和3年4月1日から適用する。

神戸地区 事務所平面図(管理棟)



2F(国使用区域)
※国職員が自ら清掃を実施

1F(公園管理センター提供使用区域)
※清掃業務の外注はしていない。

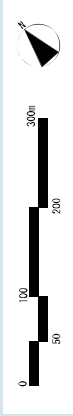


- ①文化交流ゾーン
国際的な環境の中で、瀬戸内海や淡路島の中で、瀬戸内海や淡路島の自然・歴史・文化を基調としながら、国際交流にふさわしい庭園的（園遊）空間を整備する。
- ②海岸ゾーン
隣接地区と一体的にエリアを形成し、海辺の開放的な空間を活かしたレクリエーション利用の場とするともに周辺施設連携による広域観光の拠点機能を配置する。
- ③展望ゾーン
斜面緑地を保全しつつ、篝場山からの大阪湾の眺望を中心とする展望点を整備するとともに、林間のレクリエーションの場とする。



アウトドア・ベースエリア
シーンスケープ・フィールドエリア
シーンスケープ・ラウンジエリア
令和7年度供用予定

凡例	名称
記号	都市計画決定区域 (96.1ha)
記号	供用区域 (43.1ha)
記号	ゾーン界



資料8 (異常気象時における公園の開園・閉園判断基準)

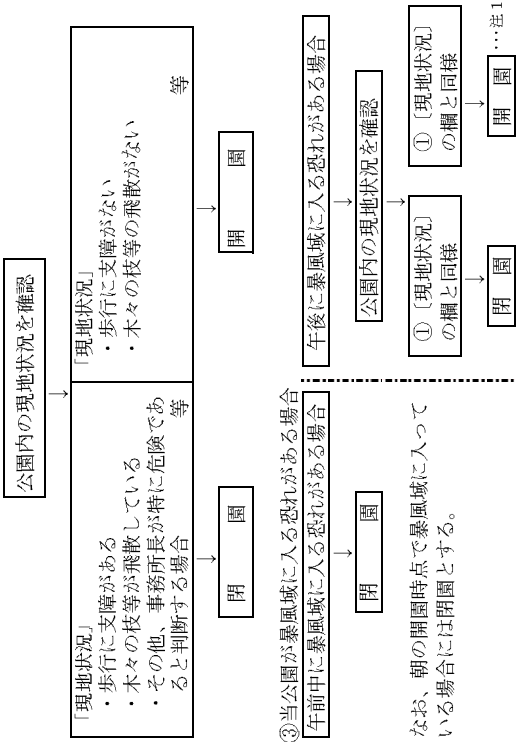
1. 目的

異常気象時において、公園区域の開園閉園を早急に判断し、適切な情報提供を行うことにより、利用者の安全性の確保及び利便性の向上を図ることを目的とする。

2. 判断基準

公園の開園閉園の判断は建設部と調整し行うものとする。調整にあたっては、下記を参照し最終的には気象状況、開園時間、周辺交通状況、利用者動向を総合的に勘案する。

- ①神戸市気象台より暴風警報が発令された場合
- ②明石海峡大橋が通行止め及び通行止めの恐れがある場合(淡路地区のみ)



なお、朝、朝の開園時点で暴風域に入っている場合には閉園とする。

④その他

- 1) 災害発生が予想される場合
 - 2) 来園者の安全が確保されない場合
- 注1) 来園者には、天候の状況により途中閉園になるとともに、入園料、駐車料金の払い戻しのしないことを伝える。
- 注2) 現地状況を確認し開園できると判断した場合でも、兵庫県南部淡路島淡路市に波浪警報または高潮警報が発令されている場合は、事務所長が淡路地区海岸ゾーンについての一部閉鎖の判断を行う。
- 注3) 公園内の安全が確認され、開園できると判断した場合でも定時の閉園時間まで1時間以上の時間がない場合にはそのまま閉園とする。

参考資料 土砂災害に係る臨時閉園の判断基準(案)

1. 目的

国営明石海峡公園の開園・閉園判断基準は、次を参照し、総合的に判断することとしている。①暴風警報、②明石海峡大橋の通行止め、③暴風域、④その他(災害発生が予想される場合、来園者の安全が確保されない場合)近年の大雨による土砂災害の顕発化・激甚化を踏まえ、利用者の更なる安全確保を図るため、上記④その他として、土砂災害に係る臨時閉園の判断基準(案)を設ける。本試行案は状況に応じて臨機に運用するものとし、必要な場合は随時見直しを行う。

2. 判断基準

土砂災害に係る臨時閉園の判断は、下記を参照して建設部と調整して行う。下記とともに、公園施設及び来園者の状況、公園周辺の降雨実績・予測、周辺施設(隣接都市公園等)や交通機関、避難者等の動向を踏まえて総合的に判断する。

①公園内で土砂災害が発生した場合、又は発生危険度が高い場合

発生危険度が高い場合は、公園区域を含む範囲において、土砂災害警戒情報の「警戒レベル4相当(土砂災害危険度：非常に危険)以上を気象庁及び兵庫県が発令した場合を基本とする。
(参照) 土砂災害警戒情報・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布) <https://www.jma.go.jp/jmc/kiishou/know/bosai/doshakeikai.html>

②公園周辺の土砂災害警戒区域に警戒レベル4又は5が発令された場合

公園周辺とは、神戸地区は「北区山田周辺」、淡路地区は「旧淡路町、旧東浦町」を且安とし、土砂災害警戒区域において「警戒レベル4：避難指示」又は「警戒レベル5：緊急安全確保」を神戸市又は淡路市が発令した場合を基本とする。
(参照) 神戸市・淡路市のハザードマップ(土砂災害関連)

神戸市 2021年度版土砂災害・水害ハザードマップ 北区⑤山田周辺、⑥給瀬台周辺
神戸市HP https://www.city.kobe.lg.jp/a19183/bosai/prevention/map/sohbetugou_new/pdf/hyhc2019.html
淡路市 淡路市ハザードマップ(風水害編) 淡路・北淡北地区
淡路市HP <https://www.city.awaji.lg.jp/site/bosai/21523.html>

③公園への主要アクセス道路が、冠水又は土砂災害により公園周辺で通行止めになった場合

主要アクセス道路とは、神戸地区は「兵庫県道52号小部明石線」及び「神戸市道長田箕谷線」、淡路地区は「国道28号」とし、公園周辺の目安は2. ②と同様とする。

(参考) 公園周辺の降雨実績の確認方法

累加雨量や時間雨量等の降雨実績は、国土交通省 HP「川の防災情報」で確認できる。公園周辺の雨量観測所として、神戸地区は「北区役所」、淡路地区は「楠本」等がある。
川の防災情報 HP <https://www.river.go.jp/>